

薬生衛発0904第2号  
観観産第246号  
令和元年9月4日

各都道府県住宅宿泊事業主管部局長  
各保健所設置市住宅宿泊事業主管部局長 殿  
各特別区住宅宿泊事業主管部局長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省観光庁観光産業課長  
( 公 印 省 略 )

即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う  
住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿への必要事項の記載等の徹底については、住宅宿泊事業者等が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等を控えていることを踏まえ、改めて貴管内の住宅宿泊事業者等に対して宿泊者名簿の管理を徹底するとともに、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載並びに旅券の写しの保存、捜査機関に対する協力等について、「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について（平成29年12月26日付け薬生衛発1222第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長、観観産第602号国土交通省観光庁観光産業課長通知）」を踏まえ、一層の周知、指導をお願いいたします。